

インターネット・バンキングと銀行規制

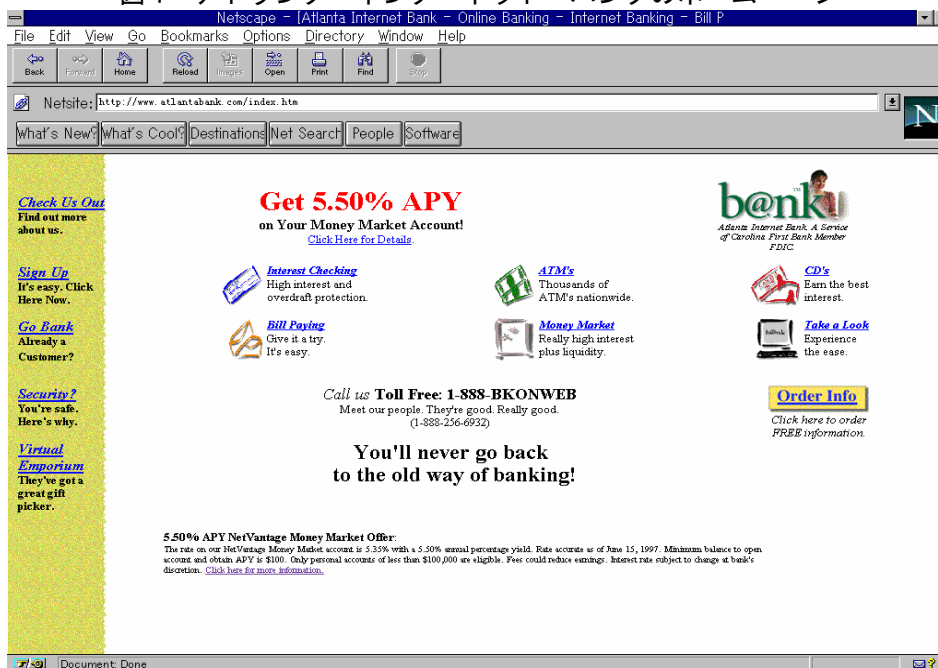
97年7月11日、米国の貯蓄貸付組合（S&L）、貯蓄銀行を管轄する貯蓄金融機関監督局（Office of Thrift Supervision: OTS）は、店舗を全く有さずにインターネットを通じて金融サービスを提供する貯蓄銀行アトランタ・インターネット・バンクの営業を認可した。こうしたサービスの認可は、95年5月の世界初のインターネット貯蓄銀行セキュリティ・ファースト・ネットワーク・バンクに次いで二件目である。今回の認可は、インターネット上での金融サービス提供時に遵守すべき規制ルールが明確にされた点でも注目される。

1. アトランタ・インターネット・バンクの認可

1) アトランタ・インターネット・バンクの概要

アトランタ・インターネット・バンク（AIB）は、サウス・キャロライナ州コロンビアに所在する貯蓄銀行である。同行は、店舗は有さず、ジョージア州アトランタのオフィスから、インターネットと電話を通じた金融サービスを提供する。

図1 アトランタ・インターネット・バンクのホームページ



(出所) <http://www.atlantabank.com/index.htm>

AIB は、サウス・キャロライナ州の貯蓄銀行であるキャロライナ・ファースト・バンクが、ジョージア州ロズウェルに本拠を置くネットバンク社 (Net.B@nk, Inc.) と協力して買収した貯蓄銀行プレミア・バンクを再編成してスタートさせたものである。

AIB がインターネット上で提供するサービスは、残高照会、ステートメントの作成、自分の保有する口座間の資金振替、他人の口座への送金、ローンのシミュレーション、住所変更手続きなどである。預金商品としては、利付き当座預金、マネー・マーケット・アカウント、期間6カ月、12カ月、30カ月のCDがある。

預金者が、口座を開設する場合には、他の銀行の小切手を郵送する必要がある。一方、現金の引き出しについては、自行の店舗はないものの、他行のATMが利用できるキャッシュカードを発行している。

2) 認可にあたって付された条件

AIB のように、店舗を有さずにインターネットや電話を通じてのみ金融サービスを提供するという銀行に対する認可は、95年5月に認可された世界初のインターネット上の貯蓄銀行セキュリティ・ファースト・ネットワーク・バンク (SFNB) に次いで二件目である。SFNB は、銀行ロビーをイメージしたホームページが話題を呼んだ (図2)。

図2 セキュリティ・ファースト・ネットワーク・バンクのホームページ



(出所) <http://www.sfnb.com/>

OTS は、今回の認可にあたって、AIB に対して 19 項目の遵守事項を課した。その多くは、認可後一定期間内に業務を開始しなければならないといった、営業認可に際して常に課される一般的な事項だが、いくつかは、インターネット上でサービスを提供するという AIB の特異性に着目した事項となっている。

第一に、AIB は、インターネット・バンキング・サービスを提供するためのプラットフォームが、システム設計書にうたわれている通りのセキュリティ確保手段を備えており、それが正しく機能していることを確認するために、独立のコンピュータ・セキュリティ専門家による審査を受けなければならない。審査に際しては、正式の承認を得ずにシステムへのアクセスを試みるという実験を行わなければならない（アクセスは拒否されなければならない）。AIB は、審査報告書に記載された欠陥を合理的な期間内に是正するよう努力しなければならない。また、AIB は、金融サービスの提供に利用するインターネット・プロバイダーを変更する際には、新たに独立の専門家による審査を受けなければならない。

第二に、AIB は、97 年 6 月 23 日付けで OTS が発表した「リテール向けオンライン PC バンキングに関する声明 (Statement on Retail On-Line PC Banking)」に示されたガイダンスに従わなければならない。

3) OTS のガイダンス

OTS が、AIB に対する認可にあたって遵守を要求した「リテール向けオンライン PC バンキングに関する声明」は、オンライン・バンキング・サービスを実施する場合に注意すべき点、実施の手順などを詳細に述べた文書である。

OTS は、オンライン・バンキング・サービスの提供に伴うリスクを戦略上のリスク、法的リスク、運用上のリスクの三つに分類し、それぞれの内容と講じるべき対策を具体的に説明している。

例えば、戦略上のリスクの項では、システムの構築、運用を外部の業者に委託する（アウトソーシング）ことが一般的であることを指摘した上で、委託先の選定にあたって技術力、財務状態、サービスの継続可能性などを調査することや委託後も運用状況について監査を行うこと、委託先変更の必要が生じる場合に備えてのバックアップ体制構築の必要性などについて説明している。

OTS は、オンライン・バンキング・サービスの提供に伴うリスクを未然に回避するためには、計画、テスト、モニタリングの三つが重要であるとし、実際にサービス提供を開始する前に監査、財務、情報システム、法務、貸出、マーケティングといった様々な部署のスタッフを集めて予想される問題点を解決するための包括的プログラムを作成するよう要請している。サービス開始後も、外部からのハッカーの侵入、内部者による不正、予期しないエラーなどによる混乱を回避するために、システムのテストを繰り返し、運用状況のモニタリングを行うよう求めている。

4) AIB に対する認可の意義

AIB に対する認可にあたって OTS が要求した独立のコンピュータ・セキュリティ専門家による審査や OTS のガイドラインの内容は、ある意味では常識的なものであり、特に注目すべきようなものではないかも知れない。しかし、OTS が、インターネットを通じた金融サービスの提供を従来型の一般的な銀行サービスとは異なったものとして捉え、その特性に応じた新たな規制を加えようとしているという事実は見逃してはならない。

「インターネット・バンキング規制の一般原則」のようなものが形成されていくのかどうか、今後の動向が注目されよう。

なお、OTS は、10 月に入って、貯蓄金融機関によるエレクトロニック・バンキング業務全般に関する規則制定を提案した¹。この規則案は、インターネット・バンキングだけでなく IC カードや電子マネーといった媒体を広くカバーする内容となっている。OTS は、12 月初めまで規則案に対するコメントを受付け、その後、正式な規則制定を行う見通しである。

5) インターネット・バンクの将来

今回認可された AIB が銀行として成功を収められるかどうかについては予断を許さない。

インターネット銀行の第一号となった SFNB は、インターネット・バンキング・サービスのためのソフトウェア販売（ライセンス供与を含む）では、全米 100 位以内に入る銀行 15 行が顧客となるなど一定の成果を上げているものの、開発費用などのコストがかさんでいる。また、銀行業も純金利収入では運営コストが賄えず、赤字が続いているというのが実状である。97 年 8 月になって、シティコープ、バーネット・バンクなどがソフトウェア・ライセンス契約を結び、SFNB の出資者となったことで、経営の再建については一応のメドがついたものの、オンライン・バンキング・サービス自体が一般の銀行にも広がりつつあるということもあり、環境は依然として厳しい。

それでも、インターネット・バンキングへの新たな進出は、今後も続きそうである。9 月には、ヒューストンのコンピューバンク（CompuBank National Association）が、オンライン専門銀行としては初めての国法銀行免許を得た。同行は、来年 2 月にも本格的な業務を開始をする予定である。また、10 月には、ファースト・インターネット・バンク・オブ・インディアナというオンライン銀行が名乗りを上げた。この銀行は、インターネットを活用しつつも、インディアナ州の特定のコミュニティを営業基盤とした地域色の高い銀行を目指すとしており、全国的な展開を前提としたこれまでのインターネット・バンクとは異なった姿勢を示している。

¹ Federal Register, October 3, 1997, 12 CFR Part 545.

2. インターネット上の「偽銀行」

米国では、インターネット・バンキングに対する正式な認可が与えられる一方で、インターネット上で銀行の看板を掲げて資金集めを行う偽銀行の存在が問題となっている。インターネットのホームページを利用した詐欺的な資金集めの例としては、96年5月に連邦取引委員会（FTC）が摘発したフォーチュナ・アライアンス社によるネズミ講事件がよく知られているが、最近問題となっているホームページは、「銀行」を名乗っている点で、より悪質だと言うこともできる²。

国法銀行を監督する通貨監督官局（OCC）は、96年10月以降、少なくとも三つのケース（ヨーロッパ・ユニオン・バンク、フリーダム・スター・ナショナル・バンク、ネットウェア・インターナショナル・バンク）について、国法銀行の経営者、各銀行監督機関に充てた警告（alert）を発した³。

ヨーロッパ・ユニオン・バンク（EUB）は、カリブ海の小国アンティグア・バーブーダでオフショア銀行として登録し、インターネットを利用して米国内で免許を受けずに預金を集めていたとされる。EUBについては、96年10月、イングランド銀行が、公衆に対して十分に調査をしてから預金をするよう呼びかける異例の警告を発していた。97年8月、EUBは、創業者であるロシア人が集めた預金の大部分をロシアの銀行に送金したまま姿をくらましたため支払不能に陥った。アンティグアの麻薬・資金洗浄対策局は、創業者らを詐欺容疑で追及するとしているが、彼らはロシア・マフィアの関係者と見られ、失われた預金の回収は難しそうである。

フリーダム・スター・ナショナル・バンクは、アリゾナ州フェニックスに本拠を置き、インターネット上で「全国一の高金利」を謳い文句として金利30%の譲渡性預金（CD）を宣伝していた。同行の社長は、「規制機関には、ウチの銀行を規制する権限はない」とうそぶいているという⁴。

ネットウェア・インターナショナル・バンク（NIB）は、20%の金利を約束して預金を集めようとしている会員制の組織である。今年12月から銀行業務を全面的に開始するという。会員となってNIBに預金をすると、無審査でのローン、会費無料のビザ・カードなどの特典を享受できるという。また、会員を一人勧誘する毎に25ドルが支払われるという仕組みになっており、ネズミ講的な色彩も感じられる。NIBのページは、下の図のようになかなか扇情的なものである。

² フォーチュナ社の事件については、大崎貞和『インターネット・ファイナンス』日本経済新聞社、1997年、153～155頁参照。

³ OCC, Alert 96-40, 97-11, 97-14.

⁴ Wall Street Journal, 1997-7-16.

図3 ネットウェア・インターナショナル・バンクのページ



(出所) <http://www.homebizcentral.com/west/backing.htm>

おわりに

インターネットを通じたバンキング・サービスは、徐々に普及しつつあるものの、これまでは既存の銀行が付加的なサービスとして行うことが多かった。しかし、今後は、AIBやSFNBのような専門銀行も増加することが予想される。一方、インターネットを利用した「偽銀行」のような詐欺的商法も後を絶たないであろう。

従来、インターネットを通じた金融取引の規制は、専ら証券規制との関係で論じられてきたが、今後は銀行規制上の問題としても重みを増していくことが予想される。

(大崎 貞和)